

個人住民税の特別徴収に係るQ & A
(事業者向け)

目 次

第1 制度一般について

- 1 個人住民税の「特別徴収」とはどのような制度か。 P 1
- 2 特別徴収を行う義務があるのはどのような事業者か。 P 1
- 3 パート・アルバイトも特別徴収しなければならないのか。 P 1
- 4 従業員は家族だけだが、特別徴収しなければならないのか。 P 1
- 5 特別徴収すべき従業員に例外はないのか。 P 2
- 6 特別徴収の事務処理はどのような流れになるのか。 P 2
- 7 これまで認めていた普通徴収をなぜ、特別徴収に切り替える必要があるのか。 . . . P 3
- 8 特別徴収すべき税額が途中で変わることはないのか。 P 3
- 9 所得税が発生しない場合、住民税も発生しないのか。 P 3

第2 個別的事情

- 10 従業員が少なく対応が難しい。小規模な事業者でも特別徴収しなければならないか。
. P 4
- 11 2箇所以上の事業所に勤務している従業員はどうなるのか。 P 4
- 12 特別徴収をしなければいけないのなら、従業員に辞めてもらい他市町村から雇うこと
にする。 P 4
- 13 特別徴収を拒否したらどうなるのか。 P 4
- 14 事業不振により、納期限内の納付ができない。 P 4

第3 手続きについて

(1) 給与支払報告書関係

- 15 eLTAX で給与支払報告書を提出するが、普通徴収となる人がいる場合どうするのか。
. P 5

(2) 異動届出書関係

- 16 給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職等をした場合の手続はどうなるの
か。 P 5
- 17 非課税の従業員が異動した場合にも、異動届出書の提出が必要か。 P 5

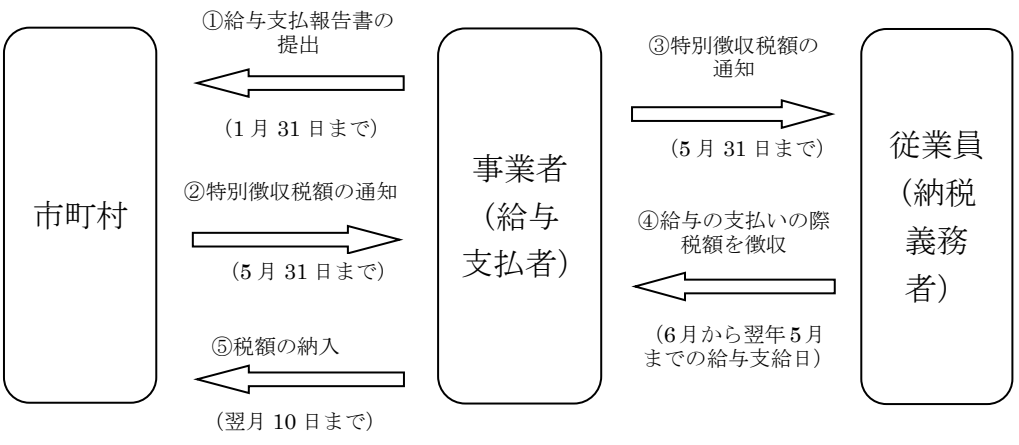
(3) 徴収方法等

- 18 年の途中で退職等した場合の徴収方法はどうなるのか。 P 5
- 19 年度の途中で採用した場合などは、途中から特別徴収に切り替えることはできるのか。
. P 6
- 20 市町村への納入はどのようにすればよいのか。振込手数料がかかるのか。 P 6

第1 制度一般について

Q 1	個人住民税の「特別徴収」とはどのような制度か。
A 1	<p>個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、事業者（給与支払者）が毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を引き去り（給与天引きし）、従業員に代わり市町村に納入していただく制度です。</p> <p>所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収を行う義務があります。（地方税法（以下「法」という）第321条の4第1項）</p>
Q 2	特別徴収を行う義務があるのはどのような事業者か。
A 2	<p>所得税の源泉徴収を行う義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収を行う義務があります。（法第321条の4第1項）</p> <p>常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする事業者は、所得税の源泉徴収を要しないとされています（所得税法第184条）が、それ以外の事業者は従業員の個人住民税について特別徴収を行っていただく必要があります。</p> <p>（参考）</p> <p>2人以下としたのは、常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払いをする者は源泉徴収を要しないとされている所得税法第184条の規定に準じたものであり、3人以上となる事業者の普通徴収は認めないこととしている。</p>
Q 3	パート・アルバイトも特別徴収しなければならないのか。
A 3	<p>前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年度の初日（4月1日）において給与の支払いを受けている人は特別徴収の対象となります。（法第321条の3第1項）</p> <p>従って、パート・アルバイトであっても、この要件に当てはまる場合には、特別徴収の対象となります。</p>
Q 4	従業員は家族だけだが、特別徴収しなければならないのか。
A 4	<p>所得税の源泉徴収義務がある事業者は、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられており、家族であっても特別徴収を行う義務があります。</p> <p>ただし、専従者給与を支給されている者は普通徴収切替理由書を提出することにより、普通徴収となる場合もあります。</p>

Q 5	特別徴収すべき従業員に例外はないのか。
A 5	<p>常時2人以下の家事使用人のみを雇用している場合や、支給期間が1月を超えて給料の支払いを受けている者等が法令上、例外として規定されています。</p> <p>また、次に該当する場合には、「普通徴収切替理由書」を1月31日までに給与支払報告書と併せて市町村に提出することによって、例外として、普通徴収が認められる場合があります。</p> <p>A 総従業員数（下記B～Fに該当する従業員数を除く）2人以下の事業所 B 他の事業所で特別徴収されている者（乙欄該当者） C 給与が少なく税額が引けない者（住民税非課税の場合など） D 給与が毎月支払われていない者 E 事業専従者（個人事業主のみ対象） F 退職者、退職予定者（5月末日まで）及び休職者</p>

Q 6	特別徴収の事務処理はどのような流れになるのか。
A 6	<p>①事業者が給与支払報告書を毎年1月31日までに従業員が住んでいる市町村へ提出します。（法第317条の6第1項）</p> <p>②提出された給与支払報告書により市町村が税額を計算し、毎年5月末日までに特別徴収税額決定通知書を事業者へ送付します。（法第321条の4第2項）</p> <p>③従業員に対しては、事業者を経由して税額が通知されます。（法第321条の4第2項）</p> <p>④6月支給分から翌年5月支給分まで特別徴収をします。（法第321条の5第1項）</p> <p>⑤給与支払月の翌月10日までに金融機関の窓口で納めます。（法第321条の5第1項）</p>  <p>The flowchart illustrates the process between three entities: 市町村 (Municipality), 事業者 (給与支払者) (Business Operator (Salary Payer)), and 従業員 (納税義務者) (Employee (Taxpayer)).</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与支払報告書の提出 (Submission of Salary Payment Report): An arrow points from the Business Operator to the Municipality, labeled "(1月31日まで)". ② 特別徴収税額の通知 (Notification of Special Deduction Tax Amount): An arrow points from the Municipality to the Business Operator, labeled "(5月31日まで)". ③ 特別徴収税額の通知 (Notification of Special Deduction Tax Amount): An arrow points from the Business Operator to the Employee, labeled "(5月31日まで)". ④ 給与の支払いの際税額を徴収 (Deduction of tax amount at the time of salary payment): An arrow points from the Employee to the Business Operator, labeled "(6月から翌年5月までの給与支給日)". ⑤ 税額の納入 (Payment of tax amount): An arrow points from the Business Operator to the Municipality, labeled "(翌月10日まで)".

Q 7	これまで認めていた普通徴収をなぜ、特別徴収に切り替える必要があるのか。
A 7	<p>地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業者は、原則として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。(法 321 の 4 第 1 項) 普通徴収を引き続き容認することは、法令を順守している事業者との間の公平を欠くこととなります。</p> <p>なお、従業員にとっては、納付を忘れる心配もありませんし、また、特別徴収は納期が年 12 回なので、普通徴収に比べて 1 回あたりの納税額が少なくなるメリットもあります。</p>

Q 8	特別徴収すべき税額が途中で変わることはないのか。
A 8	<p>個人住民税は前年の所得に対して計算しますので、税額が変わることは原則としてありません。ただし、所得税又は個人住民税の修正申告等により個人住民税が再計算となり税額が変わる場合があります。このような場合は、引き去りが済んでいない残りの月で税額を調整した税額変更通知書を送付いたしますので、それ以降は変更後の額での引き去りをお願いします。</p> <p>なお、税額が大幅に減り既に引き去りがされた税額を還付する場合は、税額変更通知書を送付するとともに、返金の方法などについて後日連絡いたします。</p> <p>また、退職等による異動があった場合は異動届出書を提出していただきますが、その異動により事業者が特別徴収すべき税額に変更があった場合も、税額変更通知書を送付いたしますので、変更後の税額を納入してください。</p>

Q 9	所得税が発生しない場合、住民税も発生しないのか。
A 9	所得税と個人住民税では税額の計算が異なるため、所得税が発生しなくても個人住民税が発生する場合があります。

第2 個別的事情

Q10	従業員が少なく対応が難しい。小規模な事業者でも特別徴収しなければならないか。
A10	特別徴収は事業者の義務であり、従業員数が少ないことを理由に特別徴収を行わないことは、法令上認められませんので、御理解と御協力をお願いします。 なお、普通徴収が認められる従業員数を除いた総従業員数が2人以下の事業者については、当面普通徴収とすることも可能です。 また、従業員が常時10人未満の事業者の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を12月と6月の年2回にする制度（納期の特例）が利用できます。（法第321条の5の2第1項）
Q11	2箇所以上の事業所に勤務している従業員はどうなるのか。
A11	原則として、主たる給与の支払を受けている勤務先で特別徴収を行います。
Q12	特別徴収をしなければいけないのなら、従業員に辞めてもらうことになる。
A12	特別徴収事務を理由とした解雇は、法令により無効とされています。（労働契約法第16条）
Q13	特別徴収を拒否したらどうなるのか。
A13	事業者は特別徴収税額決定通知書に記載された税額を納期限内に納入する義務があります。（法第321条の5） したがって、特別徴収を拒否した結果、納期限を超過した場合は、税金を滞納していることとなり、滞納処分を行うこととなります。（法第331条）
Q14	事業不振により、納期限内の納付ができない。
A14	事業者が従業員から徴収した個人住民税は、従業員からの預かり金であり事業資金ではありません。 必ず決められた期限内に納入してください。なお、特別徴収義務者が滞納した場合には、滞納処分の対象になります。（法第331条） また、特別徴収の対象となっている従業員全員について、納税証明書を発行することができず、従業員にも多大な迷惑がかかることとなります。

第3 手続きについて

(1) 給与支払報告書関係

Q15	eLTAX で給与支払報告書を提出するが、普通徴収となる人がいる場合どうするのか。
A15	普通徴収切替理由書の提出は必要ありませんが、「普通徴収」欄にチェックし、「摘要」欄に符号を入力の上、提出してください。

(2) 異動届出書関係

Q16	給与支払報告書を提出した後、従業員が退職、転職等をした場合の手続きはどうなるのか。
A16	退職、休職又は転職など、従業員に異動があったときは、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。異動届出書については、異動があった翌月の10日までに提出してください。

Q17	非課税の従業員が異動した場合にも、異動届出書の提出が必要か。
A17	非課税の方（徴収すべき税額がない方）や個人住民税を既に納入済の方についても、異動があった場合には、異動届出書の提出が必要となりますので、異動があった月の翌月10日までに異動届出書を提出してください。

(3) 徴収方法等

Q18	年の途中で退職等した場合の徴収方法はどうか。
A18	毎月の給与から個人住民税を特別徴収されていた従業員が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなった残りの税額は普通徴収の方法により徴収することになります。 ただし、次のような場合は、普通徴収ではなく特別徴収の方法による徴収となります。 (1) 6月1日から12月31日までに退職等をした場合で、従業員から残りの税額を特別徴収の方法でまとめて徴収されたい旨の申出があった場合 (2) 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合で、元の勤務先から5月31日までに支払われる予定の給与・退職金等が残りの税額を超える場合 なお、(2)の場合は従業員の申出がなくても、元の勤務先から5月31日までの間に支払われる給与等から、残りの税額を一括して特別徴収しなければなりません。

Q19	年度の途中で採用した場合などは、途中から特別徴収に切り替えることはできるのか。
A19	「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。 ただし、申請時点で普通徴収の納期限が過ぎているものは、特別徴収への切替はできません。

Q20	市町村への納入はどのようにすればよいのか。振込手数料がかかるのか。
A20	特別徴収税額は、毎年5月に税額決定通知書とともにお送りする納入書により、給与支払日の翌月の10日までに金融機関等の窓口で納めていただくこととなります。納入書に記載された金融機関等で納める場合、振込手数料は無料です。 それ以外の金融機関からの振込につきましては、誠に申し訳ございませんが、手数料が必要となります。手数料は振込する金融機関により異なりますので、振込をする金融機関にお尋ねください。